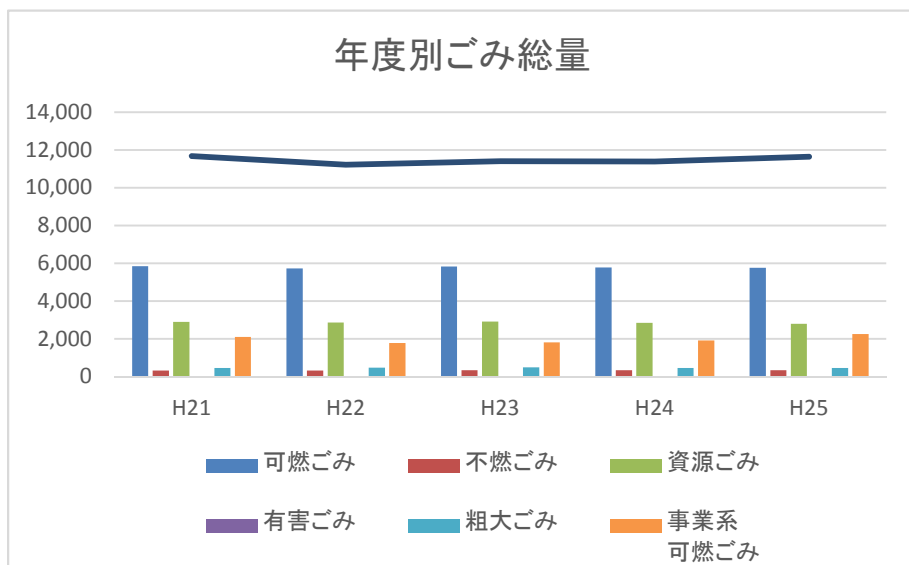


# 瑞穂町のごみ総量

資料 1



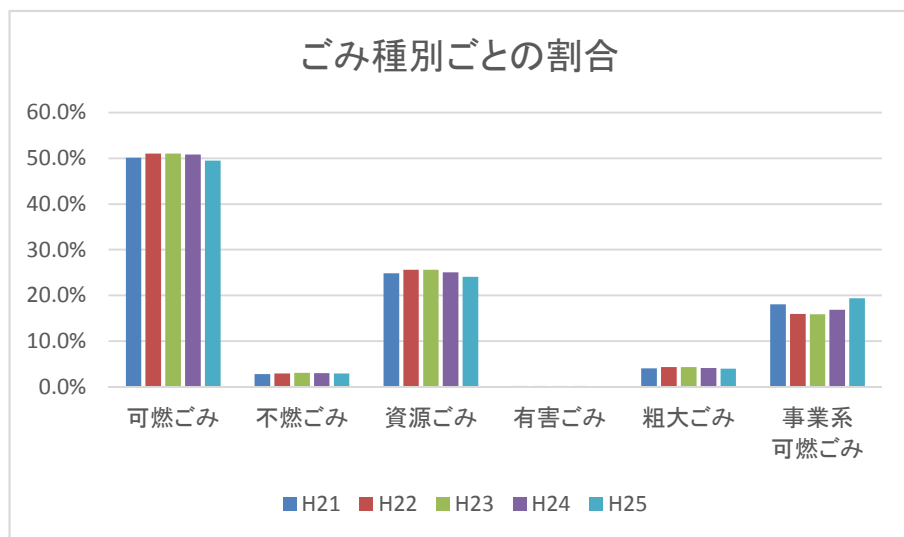
平成25年度は前年度比で2.3%の微増となりました。一般家庭からのごみは減少しましたが、事業系可燃ごみが前年度比で17.4%増加しました。

1人1日あたり約21gのごみが増えたこととなります。(砂糖なら大さじ2杯と小さじ2/3杯分程度です。)

単位：トン

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	有害ごみ	粗大ごみ	事業系可燃ごみ	総量
H21	5,861	328	2,903	18	468	2,106	11,684
H22	5,732	328	2,878	18	483	1,788	11,227
H23	5,828	345	2,923	19	493	1,812	11,420
H24	5,793	338	2,851	19	468	1,924	11,393
H25	5,771	337	2,806	17	464	2,258	11,653

出典：ごみ減量・環境・リサイクル特集号



- 「可燃ごみ」  
一般家庭の燃やせるごみ
- 「不燃ごみ」  
一般家庭の燃やせないごみ
- 「資源ごみ」  
缶、ビン、ペットボトル、紙類等
- 「有害ごみ」  
電池、蛍光灯、電球、水銀体温計等
- 「事業系可燃ごみ」  
町内の事業所から出された可燃ごみ(西多摩衛生組合持込ごみ)

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	有害ごみ	粗大ごみ	事業系可燃ごみ	総量
H21	50.2%	2.8%	24.8%	0.2%	4.0%	18.0%	100%
H22	51.1%	2.9%	25.6%	0.2%	4.3%	15.9%	100%
H23	51.0%	3.0%	25.6%	0.2%	4.3%	15.9%	100%
H24	50.8%	3.0%	25.0%	0.2%	4.1%	16.9%	100%
H25	49.5%	2.9%	24.1%	0.1%	4.0%	19.4%	100%

# 瑞穂町の可燃ごみ量と事業所数

資料 2

## 1 可燃ごみ収集量

単位：トン

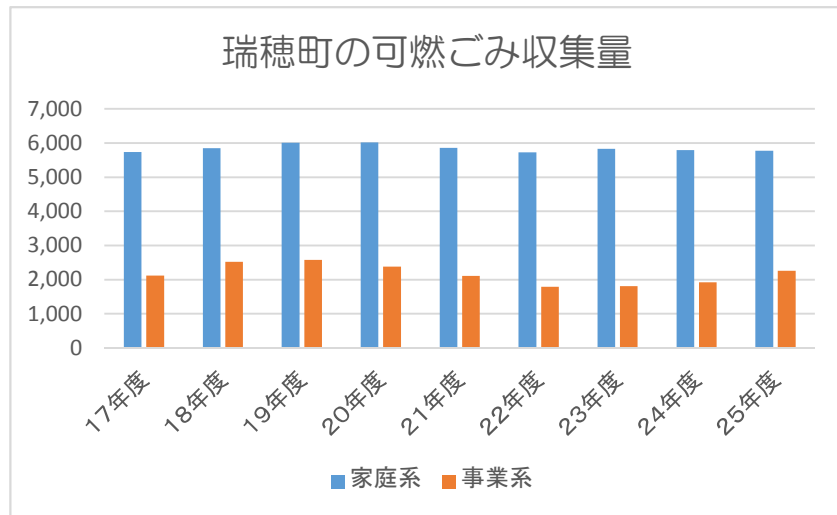
区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
家庭系	5,739	5,847	6,010	6,016	5,861	5,732	5,828	5,793	5,771
事業系	2,120	2,519	2,575	2,378	2,106	1,788	1,812	1,924	2,258

(出典) 平成17～24年度 瑞穂町事務報告書

### 《補足説明》

○可燃ごみは、家庭系も事業系も全量を西多摩衛生組合で焼却しています。

○瑞穂町では平成16年10月から、戸別収集が始まっています。



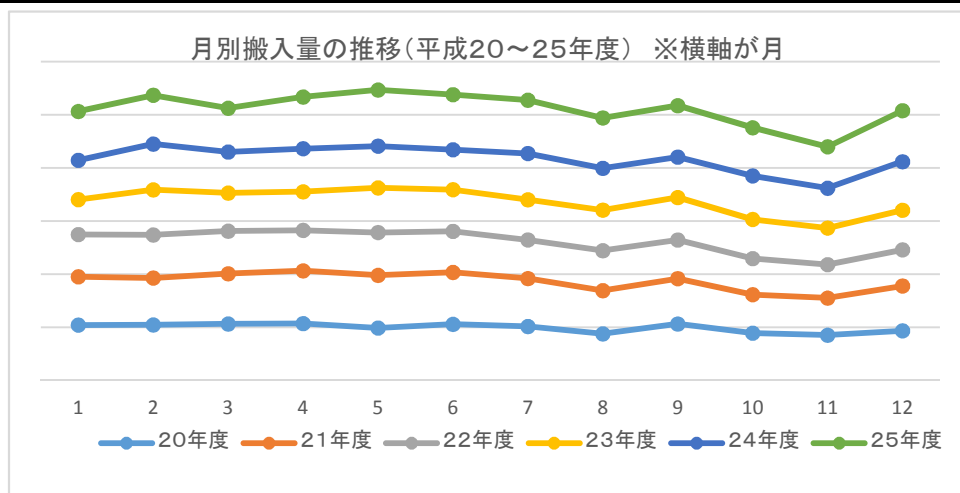
## 2 事業系ごみ月別搬入量

単位：トン

月別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4月	162	174	212	208	182	159	131	148	184
5月	170	213	210	209	176	162	170	172	184
6月	171	210	196	212	189	160	143	155	165
7月	185	218	222	214	199	152	145	162	195
8月	187	221	234	197	198	161	168	157	211
9月	191	198	224	211	195	154	157	150	207
10月	182	220	241	203	180	146	151	174	201
11月	180	214	211	175	163	150	153	157	190
12月	177	217	199	212	171	145	160	152	193
1月	165	203	209	178	145	136	147	164	181
2月	162	212	203	170	140	126	138	150	156
3月	187	219	214	187	169	136	149	183	192
計	2,120	2,519	2,575	2,378	2,106	1,788	1,812	1,924	2,258

(出典)

西多摩衛生組合ホームページ  
月別ごみ搬入量



### 3 事業所数（工業）

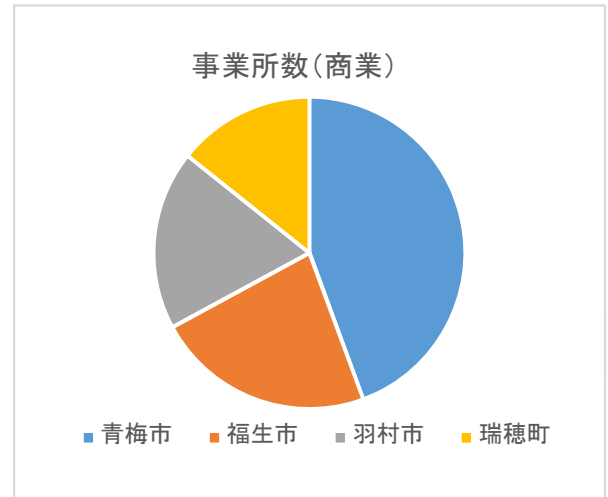
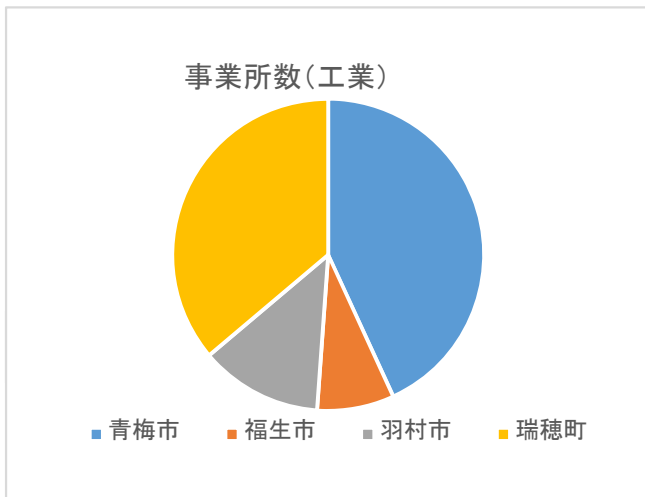
市町名	4~9人	10~99人	100~299人	300人~	合計
青梅市	118	129	9	9	265
福生市	26	21	1	1	49
羽村市	26	39	11	2	78
瑞穂町	105	112	3	2	222

（出典）多摩地域データブック 2012（平成24）年版

### 4 事業所数（商業）

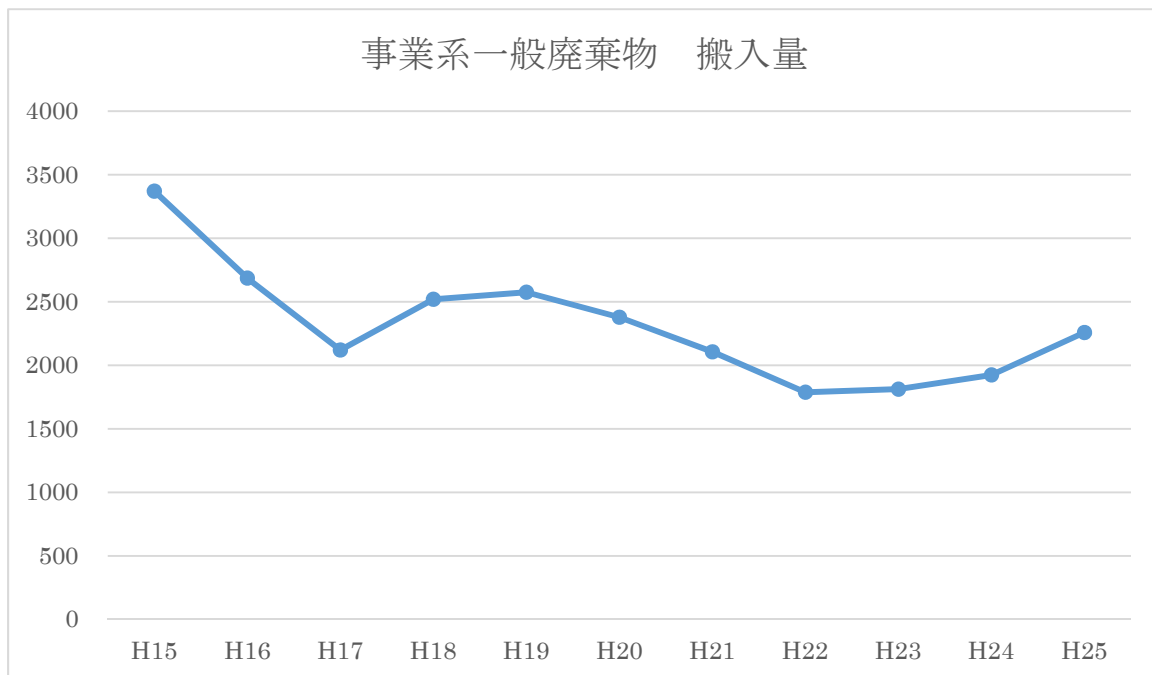
市町名	1~2人	3~9人	10~29人	30~99人	100人~	合計
青梅市	433	451	208	31	5	1128
福生市	207	262	97	10	1	577
羽村市	144	221	90	16	2	473
瑞穂町	103	176	72	9	3	363

（出典）多摩地域データブック 2012（平成24）年版



### 1. 町の事業系一般廃棄物の推移

過去11年間の推移を見ると、平成15年度の3,370tをピークに減少傾向となり、平成18年度に一時増加傾向に転じたものの平成20年度から再び減少傾向となった。しかし、平成23年度から再び増加傾向となり、平成25年度は2,258tであった。



### 2. 事業系一般廃棄物の処理（排出者責任の原則、事業者の減量義務等）

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

#### 瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第9条

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際してその製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して自らの責任において、適正にこれを処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理について、町の施策に協力しなければならない。

#### 瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第12条

第12条 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

- 3 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

### 3. 瑞穂町廃棄物減量等推進審議会での審議経過

(平成25年7月31日)

- ・ 瑞穂町における事業系一般廃棄物の現状を説明
- ・ 町が実施している抜打ち検査の説明

**平成25、26年度の審議会で「事業系一般廃棄物を主な議題として審議する」ことを確認**

(平成26年2月28日)

- ・ 西多摩衛生組合で抜打ち検査の実施状況を見学
- ・ 抜打ち検査の報告を踏まえて審議

**共通認識として「広い視点で対策を考えていく必要がある」ことを確認**



環境課職員による抜打ち検査の様子(左)と期限切れと思われる食品系の事業系一般廃棄物(右)

### 4. 今後の取組について

#### 抜打ち検査による継続指導と不適物の排除

- ・ 違反等が繰り返し行われた場合の対応  
⇒ 指導内容を継続的に記録し、収集運搬業者から排出事業者に渡してもらう
- ・ 焼却からリサイクルに転換した場合の排出事業者側のメリットを検討  
⇒ 技術的に可能でルール違反でないものを焼却からリサイクルに転換してもらうために何が  
必要か

#### 排出事業者に対する効果的な啓発

- ・ 法令や条例等に根拠があるとおり、事業者には排出者責任と減量義務を意識させる
- ・ 啓発用のチラシ等を町が作成し、収集運搬業者から排出事業者へ直接渡してもらう

#### 消費者である住民に対する効果的な啓発

- ・ 「広報みずほ」や「ごみ減量・環境・リサイクル特集号」等を活用し効果的な啓発を行う
- ・ 国や東京都からの幅広い情報提供を行う